

中国の各地域における個人所得税優遇政策に係る実務

2022年11月
第39号

概要

地域の発展戦略を支援し、その経済発展を促進するため、多くの地域で個人所得税の優遇政策が打ち出されており、経営者、上級管理職及びハイエンド人材等からの注目を集めています。本稿では、各地域における個人所得優遇政策の適用状況や優遇度合いについて、法令を遵守したうえで効率的に企業及び個人が個人所得税優遇政策を享受する方法を見出せるよう、政策要件及び実務上の観点から概説します。

詳細

近年、各経済特区において、個人所得税に関する優遇政策が次々に公布されており、同地域で個人所得税を納税する適格な人材に対し、一定の補助金、または免税を提供しています。中国国内の地域的優遇税制を享受する機会を得ることにより、個人及び企業の税負担を効果的に軽減し、企業における人材優遇及び事業発展を活性化させることが可能です。一方、多くの地域が優遇政策を次々に公布している中、企業は自社の事業の発展状況及び人材の特徴に合わせて、政策・規定及び実務上の要件を把握する必要があります。中国国内の各地域における個人所得税優遇政策のポイントは以下の通りです。

地域	適用対象	適用所得	優遇概要	優遇方法	居住／勤務日数に対する要件
グレーターベイエリア(注1)	中国国外ハイエンド人材、希少人材	包括所得、事業所得、人材関連事業に係る補助金所得	納付済み税額が課税所得の15%を超えた部分に対し財政補助金を支給、当該補助金は個人所得税が免除。	年度確定申告完了後に別途申請する	一部都市は申請年度における申請都市での勤務日数が満90日であるよう要求している。
横琴粵澳合作区(広東省珠海市横琴新区、広東省、マカオ特別行政区)	中国国内外ハイエンド人材、希少人材	包括所得、事業所得、地方政府が認める人材補助金所得	マカオ特別行政区(以下、「マカオ地区」)居住者には、個人所得税負担がマカオ地区の税負担を超えた部分を免除。その他の人材には、個人所得税負担が15%を超えた部分を免除。	年度確定申告時に免税を享受する	なし

広州市南沙区	香港地区・マカオ地区の居住者(永住者及び非永住者を含む)	包括所得、事業所得、地方政府が認める人材補助金所得	個人所得税負担が香港特別行政区(以下、「香港地区」)・マカオ地区の税負担を超えた部分を免除。	年度確定申告時に免税を享受する	なし
海南自由貿易港	中国国内外ハイエンド人材、希少人材	包括所得、事業所得、海南省が認める人材補助金所得	2020～2024年:個人所得税の実効税負担が15%を超えた部分を免除。2025～2034年:3%、10%、15%の3段階の超過累進税率によって個人所得税を徴収。	年度確定申告時に免税を享受する	2023年から、一納税年度内における海南自由貿易港での累計居住日数が満183日であるよう要求している。
福建省平潭綜合実験区	台湾地区の居住者	包括所得、事業所得、不動産賃貸所得、不動産譲渡所得	実際に申告・納付した個人所得税の20%を補助金として支給、当該補助金は個人所得税を免除。	実際に個人所得税を申告・納付した後に申請する	事業所得に対し、一納税年度内における中国本土での連続/累計居住日数が183日超であるよう要求している。
上海自由貿易試験区臨港新片区(注2)	中国国外ハイエンド人材、希少人材	不明	不明	不明	不明
北京の特定地域(注3)	中国国外ハイエンド人材	未定	未定	未定	未定

注:

- グレーターベイエリアの9都市には、広州市、深セン市、珠海市、佛山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市及び肇慶市が含まれています。また、深セン前海合作区で以前実施された中国国外ハイエンド人材及び希少人材に対する補助政策は既に廃止されており、前海合作区で勤務している人材には、深セン市のグレーターベイエリアの個人所得税財政補助に関する政策が一律適用されます。
- 「中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区全体プラン」¹⁾によると、具体的な細則はまだ公布されていないため、積極的に主管政府機関と連絡を取り政策を確認することをお勧めします。実務上、臨港新片区で納付した個人所得税の税額がその課税所得額の15%を超えた部分に対し補助金が支給され、年度確定申告完了後に別途申請となり、納税年度内における累計勤務日数が満90日となるよう要求されるとみられます。
- 「国務院による北京市における新たなサービス業拡大開放総合試験地区建設及び国家サービス業拡大開放総合モデル地区の建設プランに関する回答」²⁾において、「北京市の特定地域で研究を行う国外ハイエンド人材にする個人所得税優遇政策」が提起されています。具体的な実施政策は未だ正式に公布されていません。

以上より、各地域における個人所得税優遇政策の具体的な内容は、当該地域の戦略的な位置付け、資源、産業によって異なります。これは各業界・分野の人材に選択肢を提供するだけでなく、より多くの企業による中国国内事業及び人材の全体的な配置の検討を可能とします。一方、当初の計画とその後の実行プロセスにおいて注意すべき点や見えづらい条件があるため、実務上の問題点及び関連情報を以下の通りまとめました。

1. 企業による現地での事業運営の必要性

海南省、横琴区、南沙区等の一部の地域における現行の個人所得税優遇政策には、実質的な運営についての明確な要件が存在します。実質的な運営が、法規に則った税務優遇享受の基本原則及び重要な前提となっている点に注意が必要です。実質的な運営の具体的な要件について、海南省が2022年9月に複数の部門が共同で公布した「海南自由貿易港における奨励類産業企業の実質的な運営に係る問題に関する補充公告」(国家税務総局海南省税務局、海南省財政庁、海南省市場監督管理局公告[2022]5号)³⁾では、企業における実際の生産・運営及び管理面に関する基準を詳細に示しています。具体的には、常駐従業員の人数及び居住日数の最低基準、企業の生産・運営所在地、財務資料及び生産・運営活動に係る資産の保管等の基準により、企業が実質的な運営に係る要件を満たすか否かを総合的に考慮するとしています。また、海南省は

ネガティブ規定条項も追加しており、企業が生産・運営機能を持たず、中国本土業務に対する財務決算、納税申告、発票発行のみを行う場合、登記住所と実際の経営住所が一致せず、連絡が取れない場合、または連絡後に実際の経営住所を提示できない場合はいずれも、実質的な運営に係る要件を満たさないものとみなされます。これは地域的政策であるものの、海南省が今回実質的な運営に対する判定基準を詳細に示したことで、企業が実務において考慮すべき定量的な基準及び方向性が明確になりました。

企業におかれては、事後の監督管理において、必要となる条件を満たさない場合、個人は既に受給した補助金、税還付の返還が要求され、さらには納税調整により、滞納金や罰金が発生する可能性があることに注意が必要です。従って、企業が計画を策定する際には、事前に十分な評価を行い、積極的に現地の主管部門と協議し、自社に適した地域政策を見出すことをお勧めします。事業におけるニーズに対してできる限り業務の実質的な合理性を確保し、関連者間取引に係る潜在的なリスクを回避すると同時に、企業所得税の優遇を考慮した全面的な検討を行うようお勧めします。

2. 補助金を享受する個人における現地での社会保険料納付の必要性

海南省及び横琴区における現行政策では、個人が現地で社会保険料を6ヶ月連続で納付することを明確に要求しており、その他の地域では具体的な実務上の要件によって左右されます。グレーターベイエリアを例にすると、深セン市は2020年度の補助金申請の審査の際に、深セン市における社会保険の納付状況を補助金申請システムに組み込み、情報照合を行っています。情報を照合できない場合、企業または個人がその原因(社会保険加入が免除される中国国外個人、法定定年以上の年齢の中国国内個人等)についてのさらなる説明、あるいは社会保険納付を直ちに開始する承諾を行った後、補助金申請を継続することができます。

また、海南省で2023年から実施される最新政策によると、居住日数の要件を満たせない業界の特定人材については、海南省で従業員基本養老保険料を6ヶ月以上連続で納付する要件を満たす必要があります。但し、居住日数の要件を満たす人材に対しては、社会保険の納付に関する具体的な要件は明確化されていないため、今後の実務上の動向及び実施状況に留意する必要があります。

3. 中国籍人材における当該種類の個人所得税優遇政策享受の可能性

現在の海南省及び横琴区の政策は中国籍個人も対象としています。その他の地域で勤務している中国籍個人についても、政策及び実務状況に応じて、15%の個人所得税優遇の適用を求めることが可能です。例えば、グレーターベイエリアの現行優遇政策において、中国国外の長期的居住権を取得した中国籍個人、または「香港地区入境計画(優材計画等)」を通じて、香港地区の居住資格を取得した中国籍個人は、いずれも身分に関する条件を満たすことから、政策の恩恵を享受できる可能性があります。南沙区で昨今公布された2022年度申請ガイドラインでも、香港地区・マカオ地区居住者には永住者及び非永住者が含まれると明確化していることから、香港地区入境計画(優秀人材、専門家及び事業家等)を通じて香港地区居住資格を取得した個人も、南沙区の個人所得税優遇政策を利用できる可能性があります。

また、15%の個人所得税優遇のほか、横琴区の特殊人材奨励弁法、南沙区の中堅人材及び上級管理職人材に対する政策など、身分制限のない人材奨励政策を行っている地域もあります。

4. 企業及び従業員の責任及び義務の区分

個人所得税優遇政策の申請は従業員の個人的な事項であり、個人が申請資料の網羅性及び真実性に係る責任を負う必要があります。しかし、実際の申請過程において、企業は雇用者及び個人所得の源泉徴収義務者として通達上の要件に従い、必要な組織審査、書類承諾等を行う必要があるため、申請情報を一定程度把握、審査しなければなりません。また、年度確定申告を通じた税還付か補助金の個別申請であるかにかかわらず、通常、資金は従業員本人の中国国内の銀行口座に直接振り込まれます。企業が従業員の税金の全部または一部を負担している場合、資金還付の取扱いに関する労働争議及び紛争を防ぐために、企業は事前に従業員(特に出国予定または退職を予定している個人)と協議し、書面による契約を締結する必要があります。

5. 中国国外の個人が個人所得税補助金を取得した場合における原居住国での税務上の影響

中国国外の個人は二重課税を回避するためには、中国国内で納付した個人所得税について原居住国にて外国税額控除を行う必要があります。個人が財政補助金の個別申請により優遇を享受した場合、個人所得税の納税記録は変更されず、そのまま「納付済税額」として原居住国で外国税額控除を行うことが可能です。但し、原居住国に政府補助金取得に対する課税要件がないかを確認する必要があり、要件がある場合は個人の全体的な税負担に影響を及ぼす可能性があります(米国籍の個人の場合等)。個別の状況に基づき、中国国内外の個人所得税関連法規を考慮して、包括的な分析及び最適な計画を策定するようお勧めします。

まとめ

政策の動向及び実務要件を適時に理解し、事業計画を全体的に評価し、適用可能な政策を柔軟に選択し、さらに包括的な効果を評価することが、地域的優遇政策を活用する前提と考えます。PwC 人材及び税務コンサルティングサービスチームは、個人所得税優遇政策の申請に係る各段階において、企業及び人材にワンストップのコンサルティング及び実行に関するサービスを提供し、人材に関する税務の最適化オプション及びその運用可能性を全面的に評価・制定したうえで、関連する業務の実行及び補助金の申請を支援し、企業と人材双方の発展を促進します。

注釈

1. 「国務院による中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区全体プランの公布に関する通知」(国発[2019]15号)
<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbfh/wqfbh/39595/41262/xqzc41268/Document/1661364/1661364.htm>
2. 「国務院による北京市における新たなサービス業拡大開放総合試験地区建設及び国家サービス業拡大開放総合モデル地区の建設プランに関する回答」(国函[2020]123号)
<http://www.scio.gov.cn/32344/32345/42294/43608/xqzc43614/Document/1686994/1686994.htm>
3. 「海南自由貿易港における奨励類産業企業の実質的な運営に係る問題に関する補充公告」(国家税務総局海南省税務局、海南省財政庁、海南省市場監督管理局公告[2022]5号)
http://hainan.chinatax.gov.cn/xxqk_6_1/27142633.html

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響等についてご質問等ございましたら、下記の PwC 人材及び税務コンサルティングサービスチーム担当者まで随時ご連絡ください。

張健菁

人材及び税務コンサルティング

統括責任パートナー

+86 (21) 2323 3031

jane.kc.cheung@cn.pwc.com

北部

曹炜

人材及び税務コンサルティング

パートナー

+86 (10) 6533 3008

wenny.cao@cn.pwc.com

中部

余菲菲

人材及び税務コンサルティング

パートナー

+86 (21) 2323 8767

faye.f.yu@cn.pwc.com

沈立名

人材及び税務コンサルティング

ディレクター

+86 (21) 2323 1005

johnny.j.shen@cn.pwc.com

南部

湯愛倫

人材及び税務コンサルティング

パートナー

+852 2289 5928

ellen.tong@hk.pwc.com

劉燕

人材及び税務コンサルティング

パートナー

+86 (755) 8261 8130

crystal.y.liu@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



本文稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2022 年 11 月 25 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国大陸及び香港地区の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国大陸、香港地区、シンガポール及び台湾地区の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港地区のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2022 年 普華永道 著作権所有。普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、その他のメンバーファームの作為又は不作為に対し一切の責任を負いません。

© 2010 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers LLP, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity. This proposal is protected under the copyright laws of the United States and other countries. This proposal contains information that is proprietary and confidential to PricewaterhouseCoopers LLP, and shall not be disclosed outside the recipient's company or duplicated, used or disclosed in whole or in part by the recipient for any purpose other than to evaluate this proposal. Any other use or disclosure in whole or in part of this information without the express written permission of PricewaterhouseCoopers LLP is prohibited.

境内区域性个人所得税优惠政策的实务分享

二零二二年十一月
第三十九期

摘要

为支持国家区域发展战略，促进区域经济发展，不少地区陆续出台了个人所得税优惠政策，引起企业家、高级管理层和高端人才等群体的关注。不同区域的优惠政策适用情形和优惠力度有何差别？如何合法合规、有效地享受区域性个税优惠政策？普华永道将通过本文从政策要求和实操角度进行分享，以帮助企业和个人找到享受个税优惠政策的“正确打开方式”。

详细内容

近年来，各特殊经济区域陆续发布了个人所得税优惠政策，对符合条件的人才在当地缴纳的个人所得税给与一定补贴或免税。一方面，把握机遇享受境内区域性税收优惠政策可有效降低个人及企业税负压力，为企业人才激励和业务发展赋能；另一方面，在众多区域纷纷发布优惠政策的同时，企业需要根据自身业务发展情况与人才特征进行有效布局，动态掌握政策规定和实操要领。

首先，普华永道简单汇总了目前国内热点区域的相关个人所得税优惠政策要点：

区域	适用人群	适用所得	优惠力度	优惠方式	居住/工作天数要求
粤港澳大湾区 (注 1)	境外高端人才和紧缺人才	综合所得、经营所得、入选人才工程或人才项目获得的补贴性所得	已纳税额超过应纳税所得额 15%的部分给予财政补贴，该补贴免征个人所得税	年度汇算清缴结束后另行申请	部分城市要求申请年度在申请城市工作累计满 90 天
横琴粤澳合作区	境内、境外高端人才和紧缺人才	综合所得、经营所得、经地方政府认定的人才补贴性所得	澳门居民按照个人所得税负超过澳门税负的部分予以免征；其他按照个人所得税负超过 15%的部分予以免征	年度汇算清缴时享受免税	暂无
广州南沙	港澳居民，包括永久性居民和非永久性居民	综合所得、经营所得、经地方政府认定的人才补贴性所得	免征其个人所得税税负超过港澳税负的部分	年度汇算清缴时享受免税	暂无
海南自由贸易港	境内、境外高端人才和紧缺人才	综合所得、经营所得、经海南省认定的人才补贴性所得	2020 至 2024 年：个人所得税实际税负超过 15%的部分，予以免征； 2025 至 2034 年：按照 3%、10%、15%三档超额累进税率征收个人所得税	年度汇算清缴时享受免税	2023 年开始，要求一个纳税年度内在海南自贸港累计居住满 183 天
福建平潭综合实验区	台湾居民	综合所得、经营所得、财产租赁所得、财产转让所得	按照实际申报缴纳个人所得税的 20%给予补贴，该补贴免征个人所得税	实际申报缴纳个人所得税后申请	针对经营所得，要求一个纳税年度内在大陆连续或累计居住超过 183 天
上海自贸区临港新片区 (注 2)	境外高端人才和紧缺人才	尚未明确	尚未明确	尚未明确	尚未明确
北京特定区域 (注 3)	境外高端人才	待定	待定	待定	待定

注：

1. 粤港澳大湾区九市包含广州市、深圳市、珠海市、佛山市、惠州市、东莞市、中山市、江门市和肇庆市。此外，深圳前海合作区以往针对境外高端人才和紧缺人才的补贴政策已经取消，对于在前海合作区工作的相关人才统一适用深圳市关于粤港澳大湾区个人所得税财政补贴的政策。
2. 根据《中国（上海）自由贸易试验区临港新片区总体方案》¹，具体实施细则尚未出台，建议可与主管机关主动联系咨询。根据实务层面观察，“优惠力度”按在临港新片区缴纳的个人所得税已缴税额超过其应纳税所得额 15%的部分给予补贴，“优惠方式”按年度汇算清缴结束后另行申请，“居住/工作天数要求”通常要求纳税年度内累计工作满 90 天。
3. 《国务院关于深化北京市新一轮服务业扩大开放综合试点建设国家服务业扩大开放综合示范区工作方案的批复》²中提出，“研究在北京市特定区域实施境外高端人才个人所得税优惠政策”。具体实施政策目前暂无官方发布。

从上述汇总可以看出，各区域的个税优惠政策的具体内容因当地战略定位、资源及规划产业不同而有所差异。这不仅为不同行业和领域的人才提供了可选择的空间，也使得更多企业考虑全面布局境内业务和人力资源。然而，在前期规划和后续落地实施过程中有哪些需要注意的难点和“隐性条件”？本文针对实践中遇到的普遍痛点，总结了以下常见实操问题和简要分享，希望对企业和个人有所启发。

1. 企业在当地是否一定要有实际运营的业务？

在部分区域现行的个税优惠政策中已明确提出“实质性运营”的要求，例如海南、横琴和南沙。需要注意的是，“实质性运营”是依法依规享受税收优惠的基本原则和重要前提。对于“实质性运营”的具体要求，目前仅海南在今年9月份多部门联合发布的《关于海南自由贸易港鼓励类产业企业实质性运营有关问题的补充公告》（国家税务总局海南省税务局、海南省财政厅、海南省市场监督管理局公告[2022]5号）³中，从企业实际生产经营的业务及管控层面都进行了标准细化，如设定最低常驻从业人员人数和居住天数标准、公司生产经营所在地、财务档案资料及生产经营活动资产的存放等因素的核查，综合考量企业是否满足“实质性运营”。同时，海南也增加了负面规定条款，如企业不具有生产经营职能，仅承担对内地业务的财务结算、申报纳税、开具发票等功能；或注册地址与实际经营地址不一致，且无法联系或者联系后无法提供实际经营地址的情形，都将被视为不符合“实质性运营”。虽然仅为地区性政策，海南此次对“实质性运营”的判定标准细化，也为企业在实操中提供了更加明确的量化标准和考量方向。

企业需注意，在事后监管中，对于不符合条件的情况将要求个人返还已享受的补贴、退税，甚至相关纳税调整可能会产生滞纳金和/或罚款。因此，建议企业在前期制定规划时充分评估并积极与当地主管部门进行事前沟通，找到适合自己的区域政策和方案。从商业需求出发，尽量夯实业务实质合理性并规避关联交易的潜在风险，同时结合企业所得税优惠进行全局考量。

2. 享受补贴的个人是否必须在当地缴纳社会保险？

海南和横琴的现行政策中明确要求个人在当地连续缴纳社会保险6个月以上（须包含本年度12月当月），其他区域则取决于具体实务要求。以大湾区为例，深圳市在审核2020年度补贴申请时已经开始核查个人在深圳市缴纳社会保险的情况，并将其作为一个模块嵌入至补贴申请系统中进行信息比对。对于比对不通过的情形，则要求公司或个人进一步解释说明原因（如属于豁免参加社会保险的境外个人、超过法定退休年龄的境内个人），或作出即刻开始缴纳社会保险的承诺后才可继续申请补贴。

此外，根据海南自2023年起实施的最新政策，对于无法满足居住天数的行业特定人员，仍需满足在海南连续缴纳职工基本养老保险6个月以上（须包含本年度12月当月）的条件。但对于满足居住天数的人员，暂未明确社保缴纳的具体要求，建议后续留意实操动态和执行口径。

3. 中国籍人才是否有机会享受该类个税优惠？

目前海南和横琴政策覆盖了中国籍个人。对于在其他区域工作的中国籍个人，也可以根据政策和实操情况寻求享受15%个税优惠的机会。例如，在大湾区现行优惠政策中，取得国外长期居留权的中国籍个人，或通过香港入境计划（优才计划等）取得香港地区居民身份的中国籍个人都有机会满足身份条件从而享受到政策红利。在南沙最近公布的2022年度申请指南中，亦明确适用的港澳居民包括永久性居民和非永久性居民，因此通过香港入境计划（优才、专业人士及企业家等）取得香港地区居民身份的个人也有可能适用南沙个税优惠政策。

此外，除了力度较高的15%个税优惠，当前也有部分区域存在无身份限制的人才奖励政策，如横琴的特殊人才奖励办法、南沙的骨干人才、高管人才奖励等。

4. 如何区分企业和雇员各自的责任和义务？

总体而言，个税优惠政策的申请属于员工个人事项，个人需要为申请资料的完整性和真实性负责。但是在实际申请过程中，企业作为雇主和个人所得税扣缴义务人，仍需按照文件要求履行必要的单位审核、文件承诺等，因此一定程度上也需要对申请信息进行了解和复核。另外，无论是通过年度汇算清缴退税还是单独申请补贴，资金通常是直接返还到员工本人在中国境内的银行账户。若存在公司为员工承担全部或部分税款的情况下，企业应事先与员工完善相关沟通和书面协议，尤其是预期有离境或离职安排的个人，避免因后续资金返还事项产生劳动争议和纠纷。

5. 针对境外个人，取得的个税补贴对其原居住国的税收是否有影响？

通常境外个人需要就境内缴纳的个人所得税在原居住国申请税收抵免，以避免双重征税。假设个人以单独申请财政补贴的方式享受优惠，则不改变个人所得税纳税记录，其仍然可以按照“已纳税额”在原居住国申请税收抵免。但是需要关

注原居住国对于取得的政府补贴是否有应税要求，如有，可能对个人的整体税负有所影响（例如美国身份的个人）。而对于通过年度汇算清缴退税享受优惠的，最终纳税记录上的“已纳税额”为享受优惠后的实际税负，从而可能影响境外个人在原居住国的税收抵免计算并产生额外税负。针对上述两种情况，建议根据个案情况并结合境内、外个人所得税法规进行综合分析和制定优化方案。

注意要点

深入并及时地把握政策动向和实操要求、整体评估商业规划并灵活匹配适用政策、以及综合全面的有效性评估，是利用区域优惠政策的“正确打开方式”。普华永道人才和税务咨询服务团队可以为企业和人才在申请个税优惠政策的不同阶段提供一站式的咨询和落地服务，全方位综合评估和制定人才税务优化方案和实操可行性，并协助落地执行和补贴申请，助力企业与人才的双赢发展。

注释

1. 《国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区临港新片区总体方案的通知》（国发〔2019〕15号）
<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/39595/41262/xgzc41268/Document/1661364/1661364.htm>
2. 《国务院关于深化北京市新一轮服务业扩大开放综合试点建设国家服务业扩大开放综合示范区工作方案的批复》（国函〔2020〕123号）
<http://www.scio.gov.cn/32344/32345/42294/43608/xgzc43614/Document/1686994/1686994.htm>
3. 《关于海南自由贸易港鼓励类产业企业实质性运营有关问题的补充公告》（国家税务总局海南省税务局、海南省财政厅、海南省市场监督管理局公告[2022]5号）
http://hainan.chinatax.gov.cn/xgk_6_1/27142633.html

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道人才和税务咨询服务团队**：

张健菁
人才与税务咨询主管合伙人
+86 (21) 2323 3031
jane.kc.cheung@cn.pwc.com

北部

曹炜
人才与税务咨询合伙人
+86 (10) 6533 3008
wenny.cao@cn.pwc.com

中部

余菲菲
人才与税务咨询合伙人
+86 (21) 2323 8767
faye.f.yu@cn.pwc.com

沈立名
人才与税务咨询总监
+86 (21) 2323 1005
johnny.j.shen@cn.pwc.com

南部

汤爱伦
人才与税务咨询合伙人
+852 2289 5928
ellen.tong@hk.pwc.com

刘燕
人才与税务咨询合伙人
+86 (755) 8261 8130
crystal.y.liu@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2022 年 11 月 25 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2022 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。